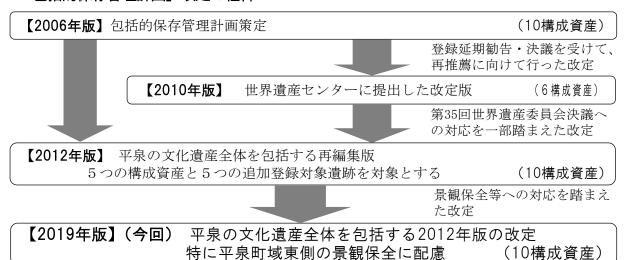
# 資料3 【(3)協議 ア】

# ア 「平泉の文化遺産」包括的保存管理計画の改定について

世界遺産「平泉」の保存管理活用に関して、世界遺産委員会の指摘課題に対応するため、本年度末に計画を 別冊6 により改定すること。

# 1. 「包括的保存管理計画」改定の経緯



## 2. 改定すべき事項

(1) 計画策定主体の検討

ア 策定主体として「一関市・奥州市・平泉町」を加えること。

- (2) 緩衝地帯の適切な範囲設定
  - ア 新規の大規模開発行為(風力発電施設や携帯電話基地局等)への早急な対応として、平 泉東側山稜部及び骨寺村荘園遺跡北側に関する景観計画を改定(範囲拡大)【別紙】
  - ※「緩衝地帯」の拡大は、世界遺産委員会による決議が必要であること
- (3) 「来訪者管理戦略」の実践と成果
  - ア 策定済の「戦略」を計画に記載すること。【 <u>別冊 6</u> 包括的保存管理計画 pp95-97 参照】
  - イ 世界遺産委員会の決議 (2011) に対応した<u>「来訪者管理戦略」(2015 年策定) について、</u> 計画に追記。

## 3. 未対応課題の継続検討

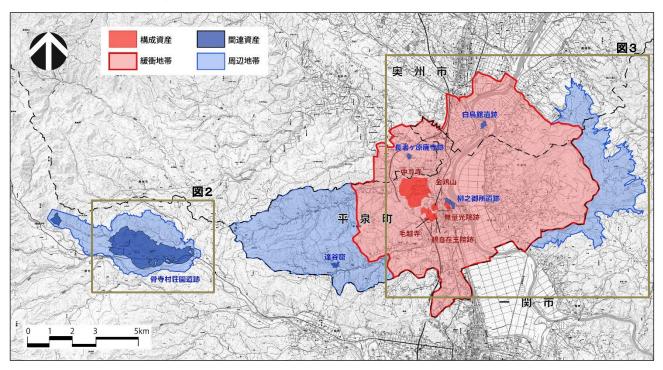
- ア 世界遺産委員会等から指摘されている課題のうち**調整未了の内容**については、今後予定 している**拡張登録推薦書素案の提出時期に合わせて改定を行いたい**こと。
  - ①遺産影響評価 ②屋外広告物の規制 ③経過観察指標の検討 ④騒音に対する対策

## 4. 経過と今後のスケジュール

H30 (2018). 11~H31 (2019). 3月 平泉保存検討部会、平泉活用検討部会において検討 H31 (2019). 04. 01 (月) 改定計画の運用

# 【別紙】緩衝地帯の拡大範囲

#### 図1 「平泉の文化遺産」緩衝地帯の設定(範囲拡大後)

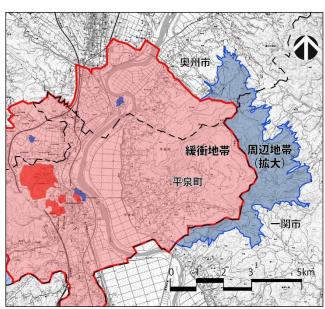


# 図2 骨寺村荘園遺跡の範囲拡大部分

# 周辺地帯(拡大) 関連資産 周辺地帯 2km

\*一関市の景観計画の適用範囲を拡大

# 図3 東稲山稜東側の範囲拡大部分



\*一関市及び奥州市の景観計画の適用範囲を拡大